

【参考資料編】

- 1 お茶の振興に関する法律
- 2 新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針
- 3 茶関係予算
 - (1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
 - (2) 強い農業づくり総合支援交付金
 - (3) 肥料価格高騰対策事業
 - (4) 茶セーフティネット構築事業
 - (5) 有機農業産地づくり推進
 - (6) 国際的認証資格取得等支援事業
 - (7) 品目団体輸出力強化支援事業
 - (8) 日本型直接支払
 - (9) みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業

1 お茶の振興に関する法律について

- 「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定 (第2条)

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定 (第3条)

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策 (第4条～第10条)

国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助 (第11条)

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。

2 新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針の策定

- 近年の茶業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、令和2年4月に新たな「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」を策定。

<現 状>

茶業及びお茶の文化の振興の意義

- 国民の豊かで健康的な生活の実現に寄与
- 中山間地域における重要な基幹作物
- 茶業は、裾野が広く、地域経済・雇用確保の観点からも重要な産業

お茶をめぐる課題

- 消費者の簡便化志向により、リーフ茶から緑茶飲料へ消費がシフト。
こうした変化への対応に遅れた結果、お茶の消費が伸び悩み、価格が低迷。
- 一方、海外に目を転じると、世界の緑茶貿易量は今後も増加すると見込まれており、このような海外需要を取り込んでいくことが重要。
- 生産面では、高齢化や繁忙期の労働力不足等により、今後お茶の生産が維持できなくなる恐れ。

<施 策 の 方 向>

今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

従来の取組の単なる延長ではなく、新たな発想のもと、**国内外の多様化した消費者ニーズを的確に捉えつつ、各産地の特徴や実情を踏まえ**たお茶の**生産、加工、流通の取組を促進**。

国内需要の長期見通し及び生産数量目標

お茶の国内需要の長期見通し : 8.6万トン(H30) → **7.9万トン**(R12)
 お茶の生産数量目標 : 8.6万トン(H30) → **9.9万トン**(R12)
 (うち輸出 0.5万トン) (うち**輸出 2.5万トン**)

茶業の振興のための施策

- **消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上の促進、加工及び流通の高度化**

- ・多様化する消費者ニーズへの対応
- ・生産者と流通・実需者が連携した取組の促進 等



- **輸出の拡大**

- ・海外**市場の開拓**の推進
- ・輸出の大幅な拡大に向けた**生産・流通体制の構築**
- ・輸出先国・地域が求める輸入条件への対応



- **生産者の経営の安定**

- ・産地の**特色に応じたお茶の生産**の促進
- ・茶樹の**改植・新植**の促進
- ・**スマート農業技術の研究開発及び実証・導入**の推進 等



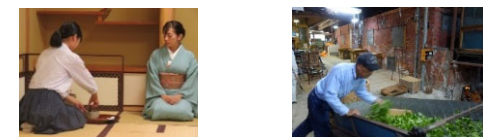
- **消費の拡大**

- ・多様な消費者層に向けたお茶の**魅力発信** 等

- **お茶に関する情報の一元化及び活用**

お茶の文化の振興のための施策

- お茶の文化に関する理解の増進
- お茶に関する文化財の保存・活用



茶産地の収益力・販売力の強化、持続可能性の向上

3 茶関係予算

(1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶支援関連)

【令和5年度予算概算決定額 1,353 (1,367) 百万円の内数】

<対策のポイント>

産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。

<事業目標>

- 茶の生産数量目標 (8.6万t [平成30年度] → 9.9万t [令和12年度まで])
- 茶の輸出額の増加 (153億円 [平成30年] → 312億円 [令和7年])

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

茶の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による機械・技術の改良、日本茶の魅力を発信するなど需要拡大等を行うための取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、実証ほの設置等の生産体制の確立、省力化・低コスト化のための農業機械等の改良及びリース導入、産地の気象条件等に応じた生産安定技術の確立、人材確保策の検討、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、茶の需要創出等の取組を支援します。

※ 生産者と加工・流通業者等が連携し、実需と結びついた茶の改植や有機転換等を図る取組を総合的に支援

<事業の流れ>



(関連対策)

- 1 施設園芸等燃油価格高騰対策 (茶セーフティネット)
- 2 インポートトランス申請支援
- 3 茶のスマート有機栽培技術体系の開発と実証
- 4 茶の適期被覆技術に関する研究 (委託プロジェクト研究)

<事業イメージ>

1. 地域の戦略に基づく茶園の新植及び改植、有機栽培への転換等支援



- ①新植：12万円/10a、②改植、移動改植：15.2万円/10a
- ③改植等に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a (他品種への改植等は18.1万/10a)
- ④棚栽培への転換：4万円/10a、⑤棚栽培転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑥台切り：7万円/10a、⑦有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- ⑧てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- ⑨茶園整理：5万円/10a (酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a)
- ⑩輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a

2. 生産体制の強化に向けた取組の支援

・生産・加工の省力化・低コスト化に必要な機械等のリース導入



〔省エネ型粗揉機〕



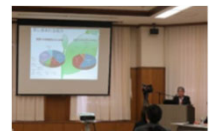
〔コンテナ型乗用摘採機による効率的摘採〕

3. 需要創出に向けた取組の支援

・日常でお茶を楽しむシーンと、それに対応するお茶の組合せ等による需要拡大



〔茶種ごとの特性を打ち出した試飲会の開催〕



〔茶の健康機能性の調査・PR〕

【お問い合わせ先】 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2194)

(2) 強い農業づくり総合支援交付金

【令和5年度予算概算決定額 12,052 (12,566) 百万円】

<対策のポイント>

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

<事業目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t〔平成29年度〕→145万t〔令和12年度まで〕）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場〔令和6年度まで〕）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行〔2050年まで〕

<事業の内容>

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略に加え、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

2. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

3. 生産構造の急速な変化に対応するための生産事業モデル等の育成

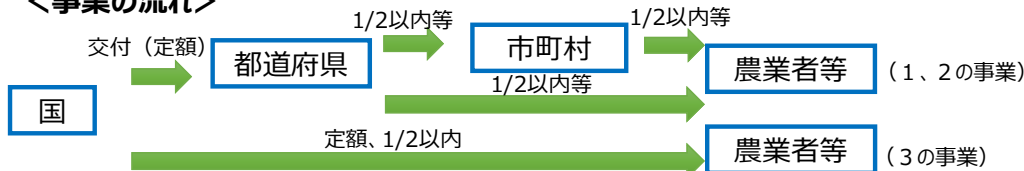
① 生産事業モデル支援タイプ

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の育成に必要な農業用機械の導入を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【都道府県向け交付金】

産地競争力の強化	A 産地基幹施設等支援タイプ ・助成対象：農業用の産地基幹施設 ・補助率：1/2以内等 ・上限額：20億円等 優先枠の設定 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化、農畜産物の輸出拡大等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援 重点政策の推進【33億円】 1. ①のメニューとは別枠で、重点政策の推進に必要な以下の施設を着実に整備 a みどりの食料システム戦略推進に必要な施設 b スマート農業技術の導入に必要な施設 c 産地における戦略的な人材育成に必要な施設		
	B 卸売市場等支援タイプ ・助成対象：卸売市場施設 共同物流拠点施設 ・補助率：4/10以内等 ・上限額：20億円		

【国直接採択】

モデル等の育成	C 生産事業モデル支援タイプ ・助成対象：推進事業（農業用機械、実証等） 整備事業（農業用施設） ・補助率：定額、1/2以内 ・上限額：推進事業5,000万円 整備事業20億円	
	D 農業支援サービス事業支援タイプ ・助成対象：農業用機械 ・補助率：1/2以内 ・上限額：1,500万円 産地のニーズに合わせた農業支援サービスを提供（農機シェアリング、データ分析等）	

【お問い合わせ先】
 (1、3①の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (2の事業) 新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)
 (3②の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2218)

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業

【令和4年度補正予算額 30,600百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、堆肥の活用による全国的な土づくり等**を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援**
果樹、野菜、花き、茶について、**需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。
- ③ 国産シェア拡大対策**
国産麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、園芸作物等の生産体制の合理化に向けた機械・設備のリース導入等や出荷調整可能な大型加工施設の整備、流通効率化に係るパレタイザー等の施設整備等を支援します。

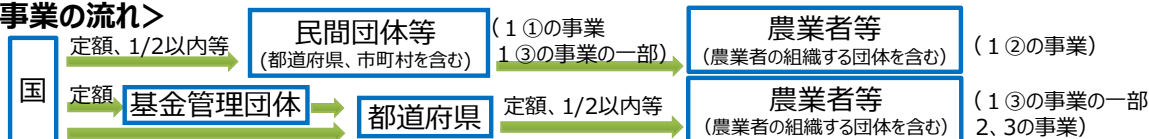
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化



【お問い合わせ先】

- (1 ①、2 の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1 ②③、3 ①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1 ②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (1 ③の事業) 穀物課 (03-3502-5959)
- (3 ②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

(4) 肥料価格高騰対策事業

【令和4年度コロナ等対策予備費 78,777百万円】

<対策のポイント>

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、**海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援**することを通じて、農業経営に及ぼす影響を緩和します。

<政策目標>

- 化学肥料使用量を20%低減 [2030年まで]

<事業の内容>

1. 趣旨

肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、**化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援**します。

2. 生産者の参加要件

- ・化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上を実施。
- ・取組は本年から2年間に実施。
- ・これまでの取組も考慮し、同じ取組については、拡大・強化も対象。

3. 支援額

本年の肥料費に対して前年からの価格上昇率や使用量低減率（化学肥料低減の取組）により、肥料費の増加額を算定し、その7割を補填します。

4. 対象となる肥料

令和4年秋肥～令和5年春肥として購入した肥料。
(秋肥は本年6月まで遡って対象。)

※農業者の組織する団体等から実績報告書を提出。

※国内資源を有効に活用していくため、その後も化学肥料から堆肥等への転換を適切にフォロー。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【取組メニューの例】

- ・土壌診断による施肥設計
- ・生育診断による施肥設計
- ・堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用
- ・有機質肥料の利用
- ・緑肥作物の利用
- ・局所施肥（側条施肥、ドローンの活用等）の利用
- ・地域特認技術（都道府県協議会が認める技術）の利用など

【支援金算定式】

$$\text{支援額} = \text{肥料コスト増加分} \times 0.7$$

$$\text{肥料コスト増加分} = \text{当年の肥料購入費} - \left(\text{当年の肥料購入費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \right)$$

※価格上昇率：当年と前年の農作物価統計から算出。

※使用量低減率：使用量低減には時間がかかることを考慮し、本年秋肥及び来年春肥の使用量低減率を1割（0.9）とする。

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2435）